インターネットのウェブサイト等においてマイナンバー (個人番号) の入力を促す行為について

平成 28 年 2 月 10 日個人情報保護委員会事務局

インターネットにおいて、マイナンバー (個人番号) の入力を促す ウェブサイト等が見受けられます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)では、何人も、番号法で限定的に明記された場合でなければ、マイナンバー(個人番号)を提供してはならないとされ、その限定的に明記された場合でなければ、提供を求めることも収集・保管することも認められていません。

占いやマイナンバー(個人番号)のチェックデジットを確認するものという名目で、マイナンバー(個人番号)の入力を促す行為は、番号法に違反しているおそれがあります。

あたかも、適法なものであるかのような誤解を招くおそれがあるものもありますので、マイナンバー(個人番号)を入力することのないよう、ご注意ください。